

日本教育実践方法学会「教育実践方法学研究 Online Journal」投稿細則

制 定 2020年2月29日
最近改正

(目的)

第1条 この規程は、「教育実践方法学研究 Online Journal」第15条の規定に基づき、「教育実践方法学研究 Online Journal」(以下「Online Journal」という)への投稿について、必要な事項を定めることを目的とする。

(投稿区分と原稿の種類)

第2条 「教育実践方法学研究 Online Journal」規定第9条に定める投稿区分については、原稿内容を鑑み、次の種類に分類する。

- (1) 論文 独創的な着眼点、萌芽的知見を有し、学術の発展に寄与できる研究または総説
- (2) 研究ノート 論文には至らないが、学術及び教育に有用な内容である研究
- (3) 書評 著作物についての論評
- (4) 資料 実験、調査、教材研究等のデータ及び文献(各種研修会等における指導助言等を整理したものを含む)
- (5) 教材 本学会会員の研究的取組として作成した文書等(大学の講義資料やテキストを含む)

(倫理的配慮)

第3条 人及び動物を直接対象とする研究については、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていないなければならない。

(投稿原稿)

第4条 投稿原稿は、原則未発表であり、他学会誌への投稿されたもの(二重投稿)以外のものとし、原則として毎回完結した原稿であることとする。ただし、Online Journal編集委員会(以下「OJ委員会」という)の議を経て、委員長が認める場合は、その限りではない。

2 投稿原稿は、テキストファイル及び汎用性のあるワードプロセッサ等により作成された電子データとする。

3 投稿原稿は、Online Journal執筆フォーマットに基づき、作成する。

4 投稿原稿に使用する言語は、原則として日本語とする。それ以外の言語を用いる場合には、委員会に諮ることとする。

5 投稿原稿には、原則として英文のタイトル及び著者名を附すこととする。

6 投稿原稿には、必ず和文の要旨800字以内を附すこととする。

7 投稿原稿には、キーワード5個以内を附すことにする。

8 投稿原稿が和文以外の場合は、著者の責任においてネイティブチェックを受けるものとする。

(番号・図表)

第5条 本文中に使用する番号は、I、1、1)、(1)、①の順で記載する。

2 図表や写真の掲載を希望する際は、当該図表及び写真の電子データを別途提出する。なお、電子データについては、Word、Excel等ファイルの種類は特に規定はしない。それぞれに図1、表1等の通し番号、表題、出展(該当する場合)を明記し、本文中の挿入箇所を通し番号で指示する。

3 書評の場合は、対象となる著書の著者名、書名(副題、シリーズ名、巻名なども含む)、刊行地、出版社、頁数、定価等を冒頭に記載する。

(注・引用文献等)

第6条 注は、原則として脚注とし、本文中の注番号は字肩に上付きで、1)、2)などと記載する。

2 引用文献および参考文献は、原則として、本文末尾に、次の通り記載する。なお、発行年又は出版年は、著者名の後ろに括弧書きで記載しても可とする。また、英文表記においては、原則、誌名及び書名をイタリック体で表記することとする。

1) 逐次刊行物の場合

番号) 著者名 「論題」 『誌名』 巻号 発行年 掲載開始頁・終了頁

2) 逐次刊行物の場合 (英文表記)

番号) 著者名. 論題. 誌名, 巻号, 発行年. 掲載開始頁-終了頁.

3) 単行本等の場合

番号) 著者名 『書名』 出版社 出版年

4) 単行本等の場合 (英文表記)

番号) 著者名. 書名. 出版地: 出版社. 出版年.

3 前項までに定める以外の本文・引用・脚注などの書式は各専門分野の慣行にしたがうこととし、特に規定はしない。

(原稿の分量)

第7条 原稿の頁数は特に定めない。1頁はA4判で19字×40行の2段組とする。

2 ただし、投稿原稿の1ページ目には、段組なしで論文題名(副題を含む)、英語の論文題名(副題を含む)、著者氏名・所属(連名著者全員を含む)、800字以内の和文要旨、日本語キーワード5個以内を添付すること。

3 投稿原稿各頁の余白は、投稿原稿の1ページ目の段組なしの部分(左右33ミリ、上下28ミリ、以後の本文2段組については、左右25ミリ、上下25ミリとする。

4 その他、書式等の詳細については、Online Journal 執筆フォーマットによるものとする。

(校正)

第8条 校正は、原則として、執筆者が行うものとする。

2 校正は、一枚をもって校了又は責任校了とする。なお、校正時における文言等の変更、追加、削除は、原則として認めない。

(その他)

第9条 科研費等の助成により得た研究成果を発表する場合は、当該助成事業の定めに従い、助成を受けた旨を必ず表示すること。

2 写真、図表等を掲載する際にそれらの著作権が執筆者自身にない場合あるいは他誌等からの転載の場合は、執筆者が転載許可を得ることとする。また、写真の使用に際しては、肖像権等に十分配慮し、掲載許可を得ることとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、投稿についての必要な事項は、委員長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会においてこれを行う。

附則

この規程は2020年2月29日から施行する。